

\*\*\*\*\*  
**令和2年4月採用 高山市職員採用試験案内（追加募集）**  
\*\*\*\*\*

《募集職種》

- 事務
  - ・ A①（大卒程度）
  - ・ A②（民間企業等経験者）
- 技術
  - ・ 土木（大卒程度）
  - ・ 建築（大卒程度）
- 技能労務職（調理業務）

《第一次試験》

令和元年12月7日（土） 場所：高山市役所

《申込受付期間》

令和元年10月21日（月）～11月22日（金）

～人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山～

高山市では、「第八次総合計画」に基づき、市民が主役という考えのもと多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望をもち、心豊かにくらししていくことのできる「自立」したまちを目指しています。

**高山市を愛し、高山市の発展に向け熱意を持って取り組む人材を求めます！**



**企 高 山 市**

この試験は、高山市職員の令和2年度の採用候補者を決定するために行うものです。

### 1. 試験区分、募集人数及び受験資格

試験区分		募集人数	受験資格		
			年齢要件	資格等要件	
事務	大卒程度	A①	2名程度	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれたかた	大学卒業程度の学力を有するかた
		A②	1名程度	昭和59年4月2日から平成2年4月1日までに生まれたかた	次のすべてに該当するかた ①大学卒業程度の学力を有し、民間企業・官公庁等における職務経験が通算5年以上のかた ②令和元年10月1日現在、飛騨地域外に在住し、採用後高山市内に居住する意向のあるかた
技術	大卒程度	土木	2名程度	昭和54年4月2日から平成10年4月1日までに生まれたかた	次のいずれかに該当するかた ①大学卒業程度の学力を有するかた ②土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有するかた、又は受験資格を有するかた
		建築	1名程度		次のいずれかに該当するかた ①大学卒業程度の学力を有するかた ②建築士(1級又は2級)の資格を有するかた、又は受験資格を有するかた
技能労務職(調理業務)		1名程度		昭和39年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれたかた	調理業務経験を有するかた

※採用人数は成績等により決定します。

※各試験とも国籍及び障がいの有無にかかわらず、受験資格要件に適合するかたであれば受験可能です。

◎ 欠格条項(次の各号に該当するかたは、受験できません。)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのかた
- ② 高山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた
- ③ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したかた

### 2. 職務内容

試験区分	職務内容
事務(A)	本庁及び支所の各部局における予算・経理、税務、福祉、戸籍・住民登録、環境政策、農政、観光・産業振興、国際交流、総合企画等の行政各分野に関する業務
土木	土木事業の企画、設計、施工管理等の業務
建築	建築物の設計・監理、施工管理、許認可等の業務
技能労務職(調理業務)	学校給食センターにおける学校給食の調理業務および保育園における調理業務 ※採用後は、上記の職務内容以外の技能労務職の職場へ配置される場合もあります。

### 3. 試験の日時及び場所（予定）

区分	日 時	場 所
第一次試験	令和元年12月7日（土） 【受付開始】 午前8時00分（予定） 【試験終了】 午後4時（予定）	高山市役所
第二次試験	令和2年1月25日（土）（予定） （詳細は第一次試験合格者に通知します）	高山市役所

※応募状況により変更する場合は、受付締切後に案内します。

### 4. 合格発表の方法等

区分	方法等
第一次試験	令和2年1月中旬（予定）までに第一次試験合格者を決定し、第一次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。
第二次試験	令和2年2月中旬以降（予定）に、第二次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。

### 5. 試験の方法及び試験内容

試験区分		第一次試験	第二次試験
事務	大卒程度	A① ・教養試験(大卒程度) ・専門試験(行政) ・小論文試験	・個別面接試験
		A② ・社会人基礎試験 ・専門試験(行政) ・小論文試験	
技術	大卒程度	土木 ・社会人基礎試験 ・専門試験(土木、大卒・高専卒程度) ・小論文試験	
		建築 ・社会人基礎試験 ・専門試験(建築、大卒・高専卒程度) ・小論文試験	
技能労務職 (調理業務)		・基礎能力試験 ・小論文試験	

※各試験の【試験内容】については、下記の表を参照ください。

※全ての試験区分において、適性検査、性格診断検査を実施します。

## 【試験内容】

区 分		出題分野
第一次試験	教養試験	一般知能（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈等）及び一般知識（社会、人文及び自然に関する知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度の試験で行います。
	社会人基礎試験	職務を遂行する上で必要な基礎的な知的能力（社会的関心と理解、言語的能力、理論的思考力）及び職場・職務への適応性について択一式による筆記試験を行います。
	基礎能力試験	日本語能力及び数的処理能力について択一式による筆記試験を行います。
	専門試験	専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を大学・高専卒業程度の試験で行います。試験問題の出題分野は、下の【別表】のとおりです。
	小論文試験	出題テーマにもとづいて小論文を作成します。 ・事務A①②、技術 … 1,200字以内 ・技能労務職 … 800字以内
第二次試験	個別面接試験	面接による口述試験を行います。

## 【別表】専門試験の出題分野

試験区分		出題分野
事務	A①② (行政)	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
技術	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）土木施工
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む）、建築設備、建築施工

## 6. 資格保有者への加点について

各種の資格（語学、パソコン、技術系資格、調理師免許等）を有している場合、第一次試験の結果に加点を行います。資格等を有するかたは高山市職員採用試験受験申込書（履歴票）の「8. 特技及び資格」の欄に記入するとともにその資格を証明するものを添付してください。

## 7. 受験申込手続き

申込書の請求	<b>直接請求</b>	総務部総務課（本庁4階）、インフォメーション（本庁1階）、各支所地域振興課などでお渡しします。
	<b>郵便請求</b>	封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（角形2号）と140円切手を同封してください。
	<b>インターネット</b>	高山市ホームページ「職員採用」からダウンロード < <a href="http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1008397/index.html">http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1008397/index.html</a> >

必要書類等	<p>①受験申込書 …………… 1通</p> <p>②受験票 …………… 1通</p> <p>③写真 …………… 2枚  ※申込み前6か月以内に撮影したものを受験申込書及び受験票に貼付  (上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4cm)</p> <p>④最終学校の卒業証明書 …… 1通(6か月以内に交付のもの)</p> <p>⑤最終学校の成績証明書 …… 1通(6か月以内に交付のもの)  ※最終学校が専門学校の場合は、高校または大学の成績証明書  ※経過年数により取得できない場合は、卒業証明書のみ</p> <p>⑥資格等証明書 …………… 1通  (イ)技術(土木・建築)を受験されるかたで、<u>資格要件を満たす資格を有するかたは、免許証等の写し。</u>  ・土木 ……土木施工管理技士合格証明書の写し  ・建築 ……建築士免許証の写し  (ロ)資格要件以外の資格を有する場合(技術系資格、調理師免許等)、その資格を証明するものの写し</p> <p>⑦身体障害者手帳の写し …… 1通  ※身体障害者手帳の交付を受けているかた(等級及び障がい名のわかるもの)</p>
申込方法	<p><b>窓口申込</b> 受付場所：総務部総務課(本庁4階)、各支所地域振興課  受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで  ※上記時間以外は、高山市役所1階宿直室(宿日直)又は各支所宿日直室にて受け付けます。  ※受付最終日11月22日(金)は、午後5時15分まで</p> <p><b>郵送申込</b> <u>封筒の表に「受験申込」と朱書き、必ず簡易書留郵便で下記郵送先へ送付</u>  令和元年11月22日(金)までの消印有効  郵送先：〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地  高山市役所総務部総務課人事担当</p> <p>※インターネットでの申込み受け付けは行いませんので注意してください。</p>
申込受付期間	<p>令和元年10月21日(月)から令和元年11月22日(金)までです。  ※最終日は午後5時15分まで受け付けます。  <u>※郵送の場合は、11月22日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます</u></p>
受験申込書の受理確認	<p>受付期間終了後、受験資格審査を行い、改めて申込者本人に第一次試験の案内を郵送します。<u>第一次試験日3日前までに案内が届かない場合は、ご連絡ください</u></p>

## 8. 合格から採用までの流れ

最終合格者は、試験区分ごとに高山市職員採用候補者名簿に登載されます。採用予定年月日は原則として令和2年4月1日で、職員体制に応じて名簿に登載されたかたの中から成績順に採用者を決定します。なお、採用候補者名簿に登載されたかたすべてが採用されるとは限りませんのでご注意ください。

また、この名簿の有効期限は、原則として令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

## 9. その他

### (1) 給与等の例

初任給は学校卒業後、民間企業等における職歴等を考慮して決定し、原則として毎年1回昇給します。

(例) 【事務、技術】大学を卒業した方が22歳で採用 約180,700円

【技能労務職】高校を卒業し17年間の職歴を有する方が35歳で採用 約206,100円

このほか扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などを支給します。

### (2) 試験結果の提供

試験結果については、受験者本人に限り、「総合得点」と「順位」について開示します。運転免許証等写真で本人であることを確認できるものを、以下の開示場所に持参してください。電話、手紙、電子メール等による開示請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	当該試験の総合得点及び順位	当該試験の結果通知受領の日から1ヶ月以内	高山市役所本庁舎 4階 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

【問合せ先】 高山市役所 総務部総務課 人事担当  
〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地  
電話 代表0577-32-3333 内線 2454・2455  
直通0577-35-3133  
メールアドレス soumu@city.takayama.lg.jp